

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 宮治哲司

IFRSをめぐる動向 第152回 金融商品の分類及び測定の修正に関する公開草案

(56頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議における討議内容に基づき、IFRS をめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASB が 2023 年3月に公表した公開草案「金融商品の分類及び測定の修正 (IFRS 第9号「金融商品」及び IFRS 第7号の修正案)」(以下「公開草案」といいます)の主な内容を紹介します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2. 背景

公開草案は、IFRS 第9号「金融商品」(以下「IFRS 第9号」といいます)における金融商品の分類及び測定の要求事項に関する適用後レビューの結果、対応が必要な事項であるとIASBが識別した論点について、IFRS 第9号及びIFRS 第7号「金融商品:開示」(以下「IFRS 第7号」といいます)を修正することを提案するものです。IASBが適用後レビューの結果として2022年12月に公表したフィードバック・ステートメントでは、寄せられたフィードバックに対してIASBが対応すべき事項が優先順位をつけて示されましたが、公開草案ではそれらが次のように整理され、関連するIFRS 第9号及びIFRS 第7号の要求事項及び適用指針の修正が提案されています。

(1) 電子送金で決済される金融負債の認識の中止

- 金融資産又は金融負債の認識の中止のタイミング
- 電子送金システムを使用した金融負債の決済の会計処理

(2) 次の金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する適用指針の明確化

- ESG に連動する要素を含んだ金融資産のような、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融資産
- ノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品

(3) 次の事項に関する IFRS 第 7 号の要求事項の修正又は追加

- その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定(以下「OCI オプション」といいます)した資本性金融商品に対する投資
- 偶発的事象の発生(又は不発生)に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融商品

また、コメント提出者への質問として、これらの事項ごとに次の項目が問われています。

- ・公開草案の提案に賛成するか
- ・反対の場合、提案のどのような面に反対しているのか及びその理由、また代替案及びその理由

なお、適用後レビュー及びフィードバック・ステートメントについての説明や公開草案の公表に至る原因となった問題意識については、本連載の第 139 回(No.3540)の 8. IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビュー(分類及び測定)及び第 149 回(No.3590) IFRS 第9号「金融商品」の分類及び測定に関する適用後レビューをご覧ください。

3. 公開草案における修正提案の概要

(1) 電子送金で決済される金融負債の認識の中止

IASB は、IFRS 第9号で別途定められる場合を除いて、金融資産又は金融負債の認識又は認識の中止を行う際に、決済日会計^①を適用しなければならないことの明確化を提案しています。

現行の IFRS 基準では、上記の「別途定められる場合」として、通常の方法による金融資産の売買が示されています。公開草案では、これに加えて電子送金システムを使用して決済される金融負債(又はその一部分)の認識の中止について、次のように IFRS 第9号を修正することで、特定の要件を満たす電子送金システムを使用する場合に金融負債の認識の中止を決済日前に認める選択肢を設けることを提案しています。

- 企業が支払指示を出していて、次のすべてに該当する場合に限り、決済日の前に弁済したとみなすことができる
 - ・企業が支払指示の撤回、中止又は取消しを行う能力を有していない
 - ・企業が支払指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力を有し

ていない

・電子送金システムに関連した決済リスクが僅少である

●上記の選択を同じ電子送金システムを通じて行われるすべての決済に対して適用する

公開草案では、上記の「決済リスクが僅少」について、電子送金システムの特徴が、支払指示の完了が標準的な管理プロセスに従い、支払指示の開始と現金の引渡しとの間の期間が短い場合であるとしています。また、支払指示の完了が企業が決済日に現金を引き渡す能力を条件としている場合には、決済リスクは僅少ではないとしています。

(2) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の評価に関する適用指針の明確化

①契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件を含む金融資産

契約上のキャッシュ・フローの特性の評価とは、契約条件により、金融資産の存続期間にわたり生じる可能性のあるキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払のみである(以下「SPPI 要件」といいます)かどうかを評価することをいいます。

IASB は、ESG 連動要素^②に限らず、契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させることとなる事象、すなわち偶発的事象の発生(又は不発生)を受けてキャッシュ・フローが変化する契約条件が定められていた場合に、当該契約条件に基づいて生じた変更されたキャッシュ・フローが SPPI 要件を満たすかどうかの評価に関する適用を明確化するために、次のように IFRS 第9号を修正するとともに関連する設例を追加することを提案しています。

●利息についての契約上のキャッシュ・フローは、次のような場合には基本的な融資の取決め^③と整合的ではない

・たとえそうした契約条件が市場では一般的であるとしても、基本的な融資におけるリスク又はコストとは通常考えられない、リスク又は市場要因に対する補償(例えば債務者の収益又は純利益に対する取り分)が含まれている

・契約上のキャッシュ・フローの変化が、基本的な融資のリスク又はコストの変動の方向及び規模と一致しない

●契約上のキャッシュ・フローの評価は、偶発的事象の発生の蓋然性に関係なく行なわれなければならない^④

- 契約上のキャッシュ・フローの変更が基本的な融資の取決めと整合的であるためには、偶発的事象の発生(又は不発生)は債務者に固有のものでなければならない
- 結果として生じる契約上のキャッシュ・フローは、債務者に対する投資(例えば債権者に債務者の収益や利益を分配する権利を与える契約条件)又は特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーのいずれをも表すものであってはならない

②ノンリコース要素を有する金融資産及び契約上リンクしている金融商品

公開草案では、金融資産がノンリコース要素を有する金融資産であるか及び契約上リンクしている金融商品であるかの判定に資するため、IFRS 第9号を次のように修正することで明確化することを提案しています。なお、公開草案の結論の根拠では、契約上リンクしている金融商品をノンリコース要素を有する金融資産と区別する重要な要因は、各トランシェの保有者間での損失の不均衡な配分であるとされています。

ノンリコース要素を有する金融資産

- キャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が、特定の資産の存続期間の全体を通じて及び債務不履行の場合において、当該特定の資産から発生するキャッシュ・フローに限定されている場合に、ノンリコース要素を有している
- ノンリコース要素を有する金融資産が SPPI 要件を満たしているかどうかを評価するために「ルックスルー」テストを行う際には、債務者の法律上の構成及び資本的構成などに関する例えば以下のような要因を考慮することが必要となる場合がある
 - ・原資産が生み出すキャッシュ・フローが、分類しようとする金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを上回ると見込まれる程度
 - ・原資産が生み出すキャッシュ・フローの不足が、債務者が発行した劣後債務又は資本性金融商品によって吸収されると見込まれる程度

契約上リンクしている金融商品

- トランシェの保有者に対する支払の優先順位は、ウォーターフォール支払構造を通じて設定され、当該支払構造により信用リスクの集中を生じさせることで、異なるトランシェの保有者間での不均衡な損失の配分を生じさせる

- 契約上リンクしている金融商品のあるトランシェが SPPI 要件を満たすのは、原金融商品プールが IFRS 第9号で定める要件を満たしている場合のみであるが、当該原金融商品プールは、リース債権のような IFRS 第9号の金融資産の分類の要求事項の範囲外の金融商品を含んでいてもよい

(3) IFRS 第7号の要求事項の修正又は追加

公開草案で提案されている IFRS 第7号の要求事項の修正又は追加は、次のとおりです。

OCI オプションを適用した資本性金融商品に対する投資

- 現行の IFRS 第7号で要求されている銘柄別の公正価値の開示に代えて、公正価値の合計額の開示を要求する
- 報告期間中の公正価値の変動額の開示を要求する(報告期間中に認識の中止が行われた投資と報告期間末に保有している投資に係る公正価値の変動額を区分する)

契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件

- ESG 連動要素のような偶発的事象の発生(又は不発生)に基づき契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変化させる可能性のある契約条件が企業の将来キャッシュ・フローについての利用者の分析及び評価に役立つために、償却原価又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産及び償却原価で測定される金融負債の各クラスについて、次の事項を区分して開示することを要求する
 - ・偶発的事象^⑤の性質に関する定性的な記述
 - ・契約条項から生じる可能性のある契約上のキャッシュ・フローの変動の範囲に関する定量的情報
 - ・契約条項の対象となっている金融資産の総額での帳簿価額及び金融負債の償却原価

(4) 発効日及び経過措置

公開草案では、(1)及び(2)に示した IFRS 第9号の修正について適用時期は後日決定するとされ、発効日は提案されていませんが、事業年度の期首から適用することが提案されています。また早期適用を認めることも提案されています。

経過措置について、公開草案では IFRS 第9号の修正提案について次のように提案を行っています。これは、IFRS 第9号の適用開始時に適用されるものと同様のものです。

- 修正提案を遡及適用する
- 過去の期間を修正再表示することは要求しない(事後的判断を使用せずに修正再表示が可能である場合にのみ修正再表示することは可能)
- 修正再表示を行わない場合には、適用に伴い生じる帳簿価額の差額は、期首利益剰余金などに認識する
- 修正提案の適用開始日を含む報告期間において、修正提案の適用結果として測定区分を変更した金融資産の各クラスについて、適用前後の測定区分及び帳簿価額の開示を要求する

また、(3)で示した IFRS 第7号の修正提案の発効日及び経過措置についても、次のように提案されています。

- IFRS 第9号の修正提案の適用時に適用する
- 修正提案の適用開始日前に開始する表示期間については、当該修正で要求している開示を提供する必要はない

4. 今後の動向

IASB は、公開草案へのコメント期限を 2023 年7月 19 日としており、第3四半期中に市場関係者からの公開草案へのフィードバックを示す予定としています。公開草案の最終化の時期は現状では示されていませんが、公開草案の提案が最終化された場合には、例えば ESG 連動要素を含んだ金融資産を保有する企業では測定区分が変わる可能性があるなど一定の影響を受ける可能性があると考えられます。そのため、公開草案の審議の状況は注視して行く必要があると思われます。

① 決済日とは、資産が企業に引き渡される日又は企業は資産を引き渡す日とされています。

② 公開草案で追加することが提案されている例示では、企業が前報告期間中に温室効果ガス排出量の契約で定められた削減を達成した場合に、金利が所定のベースポイント分、定期的に調整される融資が示されています。

③ 現行の IFRS 第9号では、「SPPI 要件」を満たす契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的であるとされています。

④ 公開草案の結論の根拠では、契約で定められている偶発的事象のいずれかが、いかに可能性が低くても発生するとした場合の、契約上のキャッシュ・フローに対する影響を考慮しなければならないとされています。

⑤ 公開草案の結論の根拠では、ESG 連動要素を含む金融商品に限定されないとされています。